

●○国民健康保険のお知らせ●○

国保税は納期限までに納付願います

国民健康保険税を滞納していると、高額療養費の限度額適用認定が受けられなくなる場合があります。さらに特別な事情もなく滞納すると、未納期間に応じて次のような措置がとられます。

納期限を過ぎると

- ① 税金の滞納として督促が行われます。督促手数料や延滞金が発生します。
- ② 督促後一定期間を経過すると滞納処分の対象となり、調査権に基づいて財産・預金調査や勤務先への給与照会などを行います。納税誓約がない場合などは差し押さえの処分を受ける場合があります。
- ③ 本来の保険証に代わり、有効期間の短い「**短期被保険者証**」が交付されます。
※ 有効期間が短くなり、頻繁に更新手続きが必要になります。

1年を過ぎると

保険証を返却してもらい、代わりに「**資格証明書**」が発行されます。医療機関でのお支払いは一旦全額自己負担（10割負担）となります。

それでも納めない

1年6か月を過ぎると、国保の給付の全部、または一部が差し止められ、滞納している保険税にあてられます。
(滞納が解消しないと本来の保険証に戻りません)

《納付が困難な場合はご相談ください》

収入の減少などやむを得ない事由がある場合は、保険税の納税相談などを行っておりますので、滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121

●○医療費助成のお知らせ●○

北海道医療給付助成事業の受給者の皆さんへ

重度心身障がい者、ひとり親家庭等、乳幼児等の各医療費助成を受給している方がお持ちの受給者証の有効期限が9月末となっています。10月から使用いただく受給者証は9月下旬に郵送しますのでお知らせします。

なお、助成区分は平成29年度の世帯の町・道民税の区分で決定されます。受給者の方で所得申告をされていない方、または1月2日以降に転入された方で、保健課に所得課税証明書を提出していない方は、至急手続きをしてください。

●各医療費助成内容（受給者の医療機関窓口での負担割合です）

助成区分	町・道民税が非課税の世帯 受給者証に『○初』と印字されています	町・道民税が課税の世帯 受給者証に『○課』と印字されています
各医療費助成共通	医科の場合：初診料 580 円を窓口で負担 歯科の場合：初診料 510 円を窓口で負担 柔整の場合：初診料 270 円を窓口で負担 （柔整の初診料については、 重度・ひとり親医療費助成のみ）	窓口 1 割負担 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 1 か月の自己負担額 入院＋外来 57,600 円 外来のみ 14,000 円 </div>

- ① 3歳未満の子は、世帯の町道民税の区分にかかわらず非課税世帯の区分にて助成します。
- ② ひとり親家庭等の親は、入院及び訪問看護のみ適用となります。
- ③ 訪問看護は助成区分に関係なく 1 割負担となります。
- ④ 受給者証の提示は、重度心身障がい者及びひとり親家庭等は道内の医療機関、乳幼児等については北後志地区及び小樽市・札幌市の一部医療機関でのみ使用できます。道外で診療を受けた場合や受給者証を提示し忘れた場合等、病院の窓口で保険証のみで受診した時は、申請すると差額分が助成されます。

問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121